

相続対策セミナー

～40年ぶりの大改正～

「相続に関する民法が改正された！」

1月30日（水）13：30～15：00

千代田区大手町1-3-7 日経ビル 6F

セミナーの主な内容

- ①自筆証書遺言の方式緩和とその保管制度の創設
- ②侵害額の請求方法など、全面的に改組された遺留分制度
- ③配偶者居住権の創設

2018年7月6日、「民法および家事事件手続法の一部を改正する法律」と「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が参議院本会議で賛成多数により原案どおり可決、成立し、いよいよ2019年から順次施行されることになりました。

本セミナーでは、相続税の実務に影響がありそうな事項の解説を、相続の専門家がお話しいたします。

講師



大口 亮

資産税・法人税務部 マネージャー税理士

証券会社を経て都内の会計事務所に入所。15年間にわたり中小企業及びその経営者の会計・税務全般に携わってきた。

レガシィ入社後は、主に相続税の申告業務に従事しつつ、豊富な経験を活かして会計税務の質問担当窓口も担当している。